

# 大学院法学研究科設置にあたつて

法学部長 服 部 秀 一

わが大東文化大学法学部は、昭和四十八年四月設置されたので、昭和五十二年三月第一回卒業生が出た。この卒業生の中で、学問的興味を懷くようになつた学生が、是非共大学院に進み度いという希望を持つ者がかなりいることが大分前から分り、大学当局も昭和五十一年度より具体的準備にとりかかつた。遡れば法学部設置の時より、大学当局はこのことを予想し計画はしていた。従つて法学部設置の時より斯界の権威を招聘して立派な法学部さらに立派な大学院を設置したい考えは、もつっていた。そこで年次計画的に、大学院設置の方向に準備は進められていた。施設・設備等も立派にととのえられ、大学設置審議会、私学審議会等の実地調査の結果、その答申に基づいて、昭和五十二年三月三十日文部大臣は、大学院法学研究科を正式に認可した。

そこで直ちに院生募集にとりかかり、応募者二十五名あり、入学試験は四月十四日に行われた。試験科目は外国語（英独仏の中一ヶ国語選択）及び論文試験二（主専攻並に他の一科目）並に口述試験であった。合格者は定員通り十名と決定された。入学式は四月二十五日の予定である。第一回合格者は愈々学問の深奥を究めるべく、勇躍わが法学研究科に参集し、清新の気分をもつて研究に精進して貰い度い。

本大学院法学研究科は次の如き斯界の権威を以て研究指導が行われる。紙幅の関係で全部をあげることはできないが、その一部を示せば次の通りである。

憲法 林田和博教授

民法 堀内仁教授

商法 実方正雄教授

刑法 植松正教授

工業所有権法 三宅正雄教授

英米法 水田義雄教授

税法 波多野弘教授

尚大学院研究科委員会委員長は、植松正教授である。